

## 投資信託ご購入にあたってのご留意事項

### 【投資信託ご購入にあたってのご留意事項】

- 投資信託は預金・保険契約ではありません。
- 投資信託は預金保険・保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 北都銀行で取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 北都銀行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が、信託財産の管理は信託銀行が行います。
- 投資信託の運用による利益および損失は投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託は元本・分配金が保証された商品ではありません。
- 投資信託はその信託財産に組み入れられた株式・債券・リートなどの価格変動、金利変動、為替変動、その発行者に係る信用状況の変化などで変動し、基準価額が下落することにより、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託のご購入から換金・償還までの間に直接または間接的にご負担いただく費用には次の(1)～(4)のものがあります。
  - (1) 購入時：購入時手数料（購入金額に対して最大3.85%（税抜3.5%））
  - (2) 運用期間中：信託報酬（純資産総額に対して最大年率2.20%（税抜2.0%））
  - (3) 換金時：信託財産留保額（換金時の基準価額に対して最大0.5%）
  - (4) その他費用（監査費用・売買委託手数料等）実際の費用の種類・額および計算方法はファンドにより異なります。また、その保有期間・運用状況等により換金時および期中の手数料等が変動するファンドもございます。その詳細は各ファンドの「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」でご確認ください。
- 投資信託をご購入の際は必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」は北都銀行の本支店等（一部を除きます）の窓口にご用意しております。ただし、インターネット専用ファンドの「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」は窓口にご用意しておりません。北都投信ダイレクトの電子交付サービスによりお受取りになり、内容をご確認ください。
- 当資料は北都銀行が作成しており、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

# 投資信託 ガイドブック

投信報告書の





### 1. 「基準価額」の確認

- 投資信託の値段を「基準価額」といいます。
- 基準価額は、市場の動き等、様々な要因によって日々変動します。
- 基準価額は、投資信託を購入・換金する際の基準となる価額です。
- 基準価額は、通常1万口あたりの単位口数で記載しております。
- 基準価額は、当行窓口またはホームページ、新聞等で確認することができます。

#### 新聞での確認

投資信託の基準価額は、新聞紙面で確認することができます。

#### ● 「オープン基準価額」欄

(掲載されている基準価額は、前日の基準価額です。)

日本経済新聞 朝刊

運用会社の 銘柄 ファンドの 銘柄	日興	基準価額
F225 3分法	5361 ▲9	
三菱UFJ国際	5129 ▲6	
Wリート毎月	3074 ▲8	▲は基準価額の値下がり
三井住友DS		
短豪毎月	4361 ▲4	▲は基準価額の値上がり

単位はすべて円表示

- 日本経済新聞  
「オープン基準価格」欄／追加型株式投資信託
- 朝日新聞  
「オープン投信」欄／追加型株式投資信託の一部
- 読売新聞  
「オープン投信」欄／追加型株式投資信託の一部
- 毎日新聞  
「オープン投信」欄／追加型株式投資信託の一部

### 2. 「運用状況」の確認

#### 運用レポート：【月次】

運用会社が投資信託の銘柄毎に作成した資料です。

当行のホームページや運用会社のホームページ等に掲載しています。

#### 主な記載項目

- 基準価額の推移
- 騰落率
- 組入銘柄 など



イメージ

#### 運用報告書：【半年または年に1度】

運用報告書は、投資信託の決算日を基準に運用会社が半年または年に1度作成し、各投資信託を保有しているお客さまにご報告するものです。

#### 主な記載項目

- 運用実績
- 運用経過
- 分配金
- 今後の運用方針
- 組入資産の明細
- 投資信託財産の構成
- 損益の状況 など



イメージ



投資信託のお取引は、「取引報告書」「取引残高報告書」「特定口座年間取引報告書」等により確認することができます。これらの報告書は確定申告等に必要となる場合がありますので大切に保管してください。



北都投信ダイレクトをご利用のお客さまは、このマークがついている報告書が電子交付となります。電子交付の場合は書式が異なります。

#### 購入時

#### 取引報告書



p4

募集・買付のお取引(約定)が成立したことをご報告する書類です。

#### 運用期間中

#### 取引残高報告書



p5~7

「お預り残高」の明細、「お取引明細」等を定期的にご報告する書類です。原則として3か月毎(3・6・9・12月末基準)のお取引をまとめて作成いたします。期間中の購入・換金、分配金のお支払い、分配金の再投資等のお取引の明細や、基準日現在でお預りしている投資信託の残高等が確認できます。

#### 運用報告書



p1

運用状況やその成果等に関する事項をご報告する書類です。運用会社が作成します。

#### 取引報告書



p8

換金のお取引が成立したことをご報告する書類です。

#### 換金時

#### 譲渡損益計算のご案内



p9

特定口座を開設されているお客さまに、換金時の譲渡損益および1月からの累計損益をご報告する書類です。また、特定口座「源泉徴収あり口座」を選択されている場合には、源泉徴収・還付金額も記載しております。  
(郵送の時期)譲渡取引後2週間程度  
(※譲渡取引がない場合は発行されません)

#### 特定口座

#### 特定口座年間取引報告書



p10~11

特定口座を開設されているお客さまに、年間の譲渡損益および特定口座内に受入れた分配金をご報告する書類です。また、特定口座「源泉徴収あり口座」を選択されている場合には、源泉徴収金額も記載しております。年に一度1月中旬に郵送されます。  
なお、特定口座を廃止した場合、廃止申込をした翌月に郵送されます。

## 口座開設



お申込後、1週間程度

郵送

## 「投資信託口座開設のご案内」



### 「投資信託口座」開設時の契約内容はどのように確認できますか？

ご案内により、ご契約内容を確認することができます。



投資信託口座開設のご案内

口座開設日 ○年○月○日

この度は投資信託のお取引口座をご開設頂きまして、誠にありがとうございます。  
弊行では、真心を込めたサービスに努めて参りますので、お気付きの点や資産運用のご相談など何なりとお申し付け頂き、或永くご愛顧賜りますようお願い申し上げます。  
まずは、お礼状をご返部申し上げます。  
合わせてお客様のお取引口座情報をご案内致します。ご確認ください。

お取引口座	お客様の口座番号	担当者
お取扱店 123	4567890	11111

\*\*\* 指定預金口座ご確認のお願い \*\*\*

投資信託のお取引に係るお客様のお受け取り金額につきましては、明細に記載の受渡日にご指定の預金口座にお振込み致します。  
記載内容をご確認の上、ご不明の点等につきましては管理部の責任者までご照会ください。

ご指定の預金口座

銀行名	北都銀行
店番	123
店名	〇〇支店
種類	普通
	1234567

株式会社北都銀行  
お取扱店 〇〇支店  
(\*\*\*)\*-\*\*\*\*\*

## 定時定額購入の申込時



お申込後、1週間程度

郵送

## 「定時定額買付サービスご契約内容のご案内」



### 「定時定額買付サービス」を申込時の契約内容はどのように確認できますか？

ご案内により、ご契約内容を確認することができます。



定時定額買付サービスご契約内容のご案内

作成日 ○年○月○日  
ご契約日 ○年○月○日

お取扱店	お客様の口座番号	担当者
001	1234567	00001

北都 太郎 様

この度は、当行の投資信託定時定額サービス（積立投資）をお申し込み頂き、誠にありがとうございます。  
お申し込みの内容につきまして、下記のとおりご報告いたします。  
ご不明の点等につきましては管理部の責任者までご照会ください。

(ご契約の内容)

銘柄名	●●ファンド	北都銀行
	再投資コース	支店名 〇〇支店
振替日	毎月20日	店番 123 普通 1234567
振替金額	振替金額(買付金額) 20,000円	
振替期間	〇〇〇〇年 5月 から	
増額月	6月 振替金額(買付金額) 120,000円 12月 振替金額(買付金額) 120,000円	
備考	非課税口座適用あり	

振替日の翌営業日に買付を行います。口座振替が行われなかった場合は買付は行いません。  
「非課税口座適用あり」は、非課税口座開設後に適用されます。

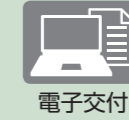
株式会社北都銀行  
お取扱店 〇〇支店  
(\*\*\*)\*-\*\*\*\*\*

## 購入時



お申込後、1週間程度

郵送



約定日の翌営業日

電子交付

## 「取引報告書」の見方(購入時)



### Check point

取引報告書は、お取引いただいた投資信託の数量・単価(基準価額)・約定金額・購入時手数料等をご報告する書類です。



**数量**

ご購入の数量(口数)を記載しております。

**単価**

ご購入時の基準価額を記載しております。  
(単位1万口あたりの購入単価です。)

**お客様のお支払金額**

お客さまが実際にお支払いされた手数料、税金等を含む総額を記載しております。  
明細については、下記の「お支払金額の明細」をご覧ください。  
**お支払金額=約定金額+諸経費合計**  
(購入時手数料+消費税)  
下記の記載例では…  
978,474円+19,569円+1,957円=1,000,000円

取引報告書

特定口座 国内株式投資信託	委託取引 追加設定	お取扱店 ***	お客様の口座番号 *****	担当者 *****
------------------	--------------	-------------	-------------------	--------------

銘柄名	お客様の	数量	単価	受渡日	お客様のお支払金額
〇〇ファンド	買付	915,917 口	1万口あたり 10,683 円	○月○日	1,000,000 円

北都 太郎 様

約 定 日	約 定 金 額
〇〇年〇月〇日	*****
取引後個別元本	10,683.00 円
取引後取得単価	10.918 円

お支払金額の明細 (円)

約定金額(数量×単価)	978,474
諸経費合計	21,526
(手数料)	19,569
(消費税)	1,957

お客様にご負担頂く手数料は約定金額に手数料率を乗じた金額となります。手数料率につきましてはお客様のご契約内容により変動致します。  
・手数料 : 約定金額×手数料率

\*\*\* お客様へのお願い \*\*\*

- 買付代金または応募代金が未入金の場合には、受渡日までに入金ください。
- 消費税は手数料に対して課税されております。
- 直接解約取引の場合、本書は投資信託委託会社に代わりお知らせするものです。
- 確定申告をされる場合には、本書が必要となりますので大切に保管してください。
- 特定口座(源泉徴収)をご利用のお客様につきましては、お受取金額に譲渡損益が加味されておられません。譲渡損益額については別途送付いたします「(特定口座)譲渡損益計算のご案内」にてご確認ください。

**約定日**

購入単価が決定した日です。  
海外の資産に投資する投資信託の場合、申込日の翌営業日が約定日となります。

**約定金額**

投資信託を実際に購入した金額です。  
**約定金額=数量×単価÷10,000**  
上記の表示例では…  
915,917口×10,683円÷10,000  
=978,474円

**手数料/消費税**

ご購入の際にかかる「購入時手数料」および「購入時手数料にかかる消費税」を記載しております。

**取引後 個別元本**

投資信託購入時の基準価額であり、購入時に支払った購入時手数料などは含まれません。ただし、同じ投資信託を複数回購入した場合は、購入の都度、加重平均により再計算されます。また、元本払戻金(特別分配金)が出た場合は修正されます。

**取引後 取得単価**

個別元本に購入時手数料などの取得費用を加えた、購入に要した単価のことをいいます。換金時の譲渡所得を計算する際の基準となるもので、同じ投資信託を複数回購入した場合の取得単価は個別元本同様、取得単価を加重平均した金額となります。また、元本払戻金が出た場合は修正されます。

# 運用期間中



1月、4月、7月、10月の  
中旬(お取引のない場合  
4月のみ)



1月、4月、7月、10月の  
月初2営業日目(お取引  
のない場合4月のみ)

## 「取引残高報告書」の見方①



### Check point

- 作成基準日前の3か月間の取引明細と、作成基準日現在のお預り残高をご報告する書類です。
- お持ちの投資信託の数量、残高、取引明細等について確認できます。



### 評価金額合計

ご報告年月日(基準日)現在の  
基準価額に基づく時価評価額  
の合計です。

### 数量①

お預りしている投資  
信託の数量を口数で  
記載しております。

### 評価単価②

基準日時点での各  
投資信託の基準価額  
です。

### 評価金額③

基準日時点における時価評価額です。以下の算式で算出します。  
**評価金額③ = 数量① × 評価単価② + 10,000**

### 評価損益④

基準日時点における、課税上の評価損益です。以下の算式で算出します。  
**評価損益④ = 評価金額③ - 数量① × 取得単価(または個別元本単価) ÷ 10,000**

### 証券投資信託 取引残高報告書

お客様は特定口座(源泉徴収)を開設されています。

〒000-0000  
北都 太郎 様

株式会社 北都銀行  
お取扱店 ○支店  
(\*\*\*)-\*\*\*\*-\*\*\*\*\*

---

株式会社 北都銀行  
〒010-0001  
秋田市中通三丁目1-41  
管理部署 投信・保険センター  
(018) 837-1838  
TEL 0120-16-1040(平日9時~17時)

株式会社 北都銀行  
〒010-0001  
秋田市中通三丁目1-41  
管理部署 投信・保険センター  
(018) 837-1838  
TEL 0120-16-1040(平日9時~17時)

---

**現在のお預り資産状況**

取扱い店	お客様の口座番号	担当者	ご報告年月日
			〇年 3月31日
評価金額合計			3,588,216円
お預り金残高			0円
評価損益合計			147,626円

**評価金額の割合**

銘柄	割合
●●ファンド 再	12.86%
▲▲分配ファンド	87.14%

---

損益の状況につきましては、「総合損益のご案内」に記載しておりますので、ご参照ください。また、別紙に表示項目のご説明を記載しておりますのでご参照ください。

[基準日 〇〇年 3月31日]

種類	銘柄	数量①	評価単価②	評価金額③	評価損益④	摘要
金銭	お預り金			0円		
投資信託	●●ファンド 再	1万口あたり				取得単価 4,857円
	非課税口座	957.534口	4,818円	4,613,399円	-3,735円	個別元本単価 4,731.86円
	▲▲分配ファンド	1万口あたり				取得単価 7,195円
	特定口座	4,135.534口	7,561円	31,268,877円	151,361円	個別元本単価 7,045.00円

\*「評価損益」は評価金額から簿価金額(数量×簿価単価)を差し引いた金額となります。 \*基準日時点のお預り残高は以上です。

# 運用期間中



1月、4月、7月、10月の  
中旬(お取引のない場合  
4月のみ)



1月、4月、7月、10月の  
月初2営業日目(お取引  
のない場合4月のみ)

## 「取引残高報告書」の見方②



### Check point

- 「お取引明細」、「分配金明細」、「入出金明細」について確認することができます。
- お取引明細: 報告期間中のお取引(買付、売付、再投資)について
  - 分配金明細: お受取りまたは、再投資された分配金や税額等について
  - 入出金明細: 購入/換金/分配金など、入出金明細について
- ※非課税口座をご利用の場合、「非課税口座 ご利用状況」と「非課税口座 取得年別 お預り残高」についても記載しております。



### お取引明細

報告期間中に受渡があった  
お取引(投資信託の買付  
(購入)、売付(換金)、再投資  
(分配金))などを記載して  
おります。

証券投資信託 取引残高報告書

[報告期間 〇〇年1月4日~〇〇年3月31日]

受渡日	約定日	銘柄名	取引	数量① 単価②	手数料③ 税額④	受渡金額⑤
1/11	1/10	●●ファンド 再 非課税口座	再投資	14,488口 4,265円		6,179円
2/01	1/31	●●ファンド 再 非課税口座	買付	32,602口 4,478円	365円 36円	15,000円
2/13	2/10	●●ファンド 再 非課税口座	再投資	14,117口 4,628円		6,533円
3/02	3/01	●●ファンド 再 非課税口座	買付	29,517口 4,946円	365円 36円	15,000円
3/06	3/01	△△インデックスF 再	売付	1,205,838口 4,284円		516,581円
3/13	3/12	●●ファンド 再 非課税口座	再投資	12,844口 4,808円		6,175円

\*「単価」につきましては、単位口あたりで表示しております。 \*期間中のお取引明細は以上です。

### 銘柄名

非課税(NISA) 口座取引  
の場合、「非課税口座」と  
記載しております。

### 分配金明細

報告期間中に受渡があった  
分配金の明細を記載して  
おります。  
普通分配金の場合、税金が  
差し引かれます。  
元本払戻金(特別分配金)の  
場合、税金は非課税となり  
ます。支払われた分配金  
全額が元本払戻金の場合、  
税額⑦が空欄となります。  
受渡金額⑧は、お客さまが  
お受取りまたは再投資  
された金額です。  
**受渡金額⑧ = 基準数量⑩  
× 分配金単価⑪ ÷ 10,000  
- 税額⑦**

証券投資信託 取引残高報告書

[報告期間 〇〇年1月4日~〇〇年3月31日]

受渡日	決算日	銘柄名	取引	基準数量⑩ 分配金単価⑪	税額⑦	受渡金額⑧
1/11	1/10	●●ファンド 再 非課税口座	再投資	823,905口 75.00円		6,179円
1/16	1/10	▲▲分配ファンド 特定口座	分配	4,135,534口 70.00円	413円	28,536円
2/13	2/10	●●ファンド 再 非課税口座	再投資	871,035口 75.00円		6,533円
2/16	2/10	▲▲分配ファンド 特定口座	分配	4,135,534口 70.00円	2,894円	26,055円
3/13	3/12	●●ファンド 再 非課税口座	再投資	914,706口 75.00円		6,860円
3/16	3/12	▲▲分配ファンド 特定口座	分配	4,135,534口 70.00円	2,894円	26,055円

\*「分配金単価」につきましては、単位口あたりで表示しております。 \*期間中の分配金明細は以上です。

証券投資信託 取引残高報告書

[報告期間 〇〇年1月4日~〇〇年3月31日]

入出金日	区分	摘要	出金額	入金額
1/06	入金	特定配当戻金 配賦		2,287円
1/06	入金	特定配当戻金 地方税		979円
1/16	入金	非課税口座への入金	28,536円	
1/30	入金	非課税口座からの出金		15,000円
2/16	入金	非課税口座への入金	26,055円	
2/29	入金	非課税口座からの出金		15,000円
3/6	入金	非課税口座への入金	516,581円	
3/16	入金	非課税口座からの出金	26,055円	
3/28	入金	非課税口座からの出金		15,000円

\*期間中の入出金明細は以上です。

### 入出金明細

報告期間中の資金の移動  
を記載しております。  
特定配当戻金とは、12月末  
に投資信託の譲渡損失と  
普通分配金との損益通算が  
行われ、源泉徴収税額の  
過納分が還付されることを  
いいます。  
\*特定口座源泉徴収あり  
(配当受入あり)を選択  
している方が対象となり  
ます。

## 運用期間中



郵送

1月、4月、7月、10月の  
中旬(お取引のない場合  
4月のみ)



電子交付

1月、4月、7月、10月の  
月初2営業日目(お取引  
のない場合4月のみ)

## 「取引残高報告書」の見方③



### Check point

基準日時点での「総合損益」について確認することができます。

\* 総合損益は、評価金額と受取金額(換金代金+分配金等)から、投資金額を差し引いた金額です。



### ご投資が終了した投資信託

報告期間(前回報告年月日の翌営業日から今回報告年月日まで)にご投資が終了した投資信託の投資結果を記載しております。

### 投資金額⑬

ご購入に際してお支払いいただいた金額(手数料・税金含む)の合計を記載しております。

証券投資信託 取引残高報告書

総合損益のご案内

【報告期間 ○○年1月4日～○○年3月31日】

\* 「総合損益」とは、実際に受け取った「売却代金+分配金+償還金」(受取金額)から「ご購入時のお支払代金」(投資金額)を差し引いた金額です。なお、ご投資中の投資信託の「総合損益」は、お預りしている投資信託の評価金額と受取金額とみなして計算しております。

総合損益の推移

単位(円)

<前回>ご投資中の投資信託の総合損益合計(○年12月30日時点)  
<今回>ご投資中およびご投資が終了した投資信託の総合損益合計

ご投資が終了した投資信託

ファンド名	最終取引 投資開始日	最終取引 投資終了日	投資金額⑬	受取金額⑭ (内分配金受取金額)	総合損益⑮ (⑭-⑬)	備考
△△ファンド		売付	400,000円	516,581円 (0円)	16,581円	
	○○年○月○日	○○年○月○日				
合計			400,000円	516,581円 (0円)	16,581円	

投資中の投資信託

基準日 ○○年3月31日

ファンド名	投資開始日	投資金額⑬	受取金額⑭ (内分配金受取金額)	評価金額⑯	総合損益⑮ (⑭+⑯-⑬)	備考
●●ファンド 再		450,000円	0円	0円	11,339円	
○○年○月○日			461,339円	106,701円	233,578円	
▲▲分配ファンド		3,000,000円	106,701円	106,701円		
○○年○月○日			3,126,977円	106,701円	244,917円	
合計		3,450,000円	106,701円	106,701円		
			3,588,216円			

\* ご投資中の投資信託の「総合損益」は、実際に受け取った「一部売却代金+分配金」(受取金額)と、お預りしている投資信託の評価金額との合計額から、「ご購入時のお支払代金」(投資金額)を差し引いた金額となります。

前回報告時点の「総合損益」の合計です。

今回報告時点での「総合損益」の合計です。

### 総合損益⑮

総合損益⑮ = 受取金額⑭ (一部換金代金 + 分配金受取金額) + 評価金額⑯ - 投資金額⑬

### 評価金額⑯

評価金額⑯ = 保有口数 × 基準価額 (基準日時点) ÷ 10,000

### 受取金額⑭

受取金額⑭ = 一部換金代金 + 分配金受取金額 (内分配金受取金額) = 上記、受取金額⑭のうち、分配金受取金額(税金差引後)のみを表示。  
\* 再投資分は除きます。

## 換金時



郵送

お申込後、1週間程度



電子交付

約定日の翌営業日

## 「取引報告書」の見方(換金時)



### Check point

取引報告書は、お取引いただいた投資信託の数量・単価(基準価額)・約定金額等をご報告する書類です。



### 数量

換金した数量(口数)を記載しております。

### 単価

解約価額(換金時のお取引単価)を記載しております。  
解約価額 = (約定日の基準価額 - 信託財産留保額)

### お客様のお受取金額

お客様のお受取金額は、約定金額で記載しております。譲渡益税の源泉徴収金額や還付金額は含まれておりませんので、実際のお受取金額とは異なる場合があります。

取引報告書

毎度格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。今回のお取引につきまして、下記のとおりご報告いたします。

記載内容をご確認の上、ご不明の点等につきましては管理部の責任者までご照会ください。

特定口座(源泉徴収) 委託取引 国内株式投資信託 直接解約

お取扱店 \*\*\* お客様の口座番号 \*\*\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\* 担当者 \*\*\*\*

銘柄名	お客様の	数量	単価	受渡日	お客様のお受取金額
○○ファンド	売付	2,925,775 口	1万口あたり 8,360 円	○月○日	2,445,948 円

北都 太郎 様

約 定 日 ○○年○月○日

銘柄コード \*\*\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*

取得単価 8,053 円

譲渡利益金額 89,821 円

お受取金額の明細 (円)

約定金額(数量×単価)	譲渡利益金額	譲渡損失金額
2,445,948		

\*\*\* お客様へのお願い \*\*\*

- 買付代金または応募代金が未入金の場合には、受渡日までに入金ください。
- 消費税は手数料に対して課税されております。
- 直接解約取引の場合、本書は投資信託委託会社に代わりお知らせするものです。
- 確定申告をされる場合には、本書が必要となりますので大切に保管してください。
- 特定口座(源泉徴収)をご利用のお客様につきましては、お受取金額に譲渡益税が加味されております。譲渡益税額については別途送付いたします「(特定口座)譲渡益税計算のご案内」にてご確認ください。

株式会社北都銀行  
お取扱店 ○○支店  
(\*\*\*)\*\*\*-\*\*\*\*

### 約定日

解約価額が決定した日です。海外の資産に投資する投資信託の場合、申込日の翌営業日が約定日となります。

### 約定金額

投資信託の換金代金となります。  
[数量×単価 ÷ 10,000]  
上記の表示例では…  
2,925,775口 × 8,360円 ÷ 10,000 = 2,445,948円

### 譲渡利益金額 / 譲渡損失金額

- 譲渡利益金額  
取得単価 < 換金時単価…取得単価より解約価額の方が高い場合(益になります)
- 譲渡損失金額  
取得単価 > 換金時単価…取得単価より解約価額の方が低い(安い)場合(損になります)

# 特定口座



譲渡取引後2週間程度

郵送

## 「譲渡損益計算のご案内」の見方



### Check point

譲渡損益計算のご案内は、特定口座内の株式投資信託の譲渡取引(換金)時にご報告する書類です。源泉徴収ありの特定口座の場合に作成されます。



**年間損益額**

前回取引までの譲渡損益を記載しております。

**譲渡損益額**

今回取引の譲渡損益を記載しております。

**還付額または源泉徴収額**

損益通算結果により生じた還付額または徴収額を記載しております。

**譲渡損益計算のご案内**

毎度お引き立てにあずかりありがとうございます。下記のとおり譲渡益税の算出内容をお知らせいたします。内容をご確認のうえ、ご不明の点がございましたら、すみやかに管理部署の責任者までご連絡ください。

**株式会社 北都銀行**  
〒010-0001 秋田市中道三丁目1-41  
管理部署 投信・保険センター  
TEL:(018)837-1838  
☎0120-16-1040(平日9時~17時)

対象口座	取扱店	口座番号	納付方法
投信口座	123	1234567	特定口座
債券口座	***	*****	源泉徴収あり

	基準日	受渡日
	〇〇.〇〇	〇〇.〇.〇〇

今回のお取引の状況	譲渡損益額	①還付額	②(内訳)所得税	③(内訳)住民税
	-321,532	1,284	968	316
①=②+③				
前回のお取引までの状況	年間損益額	年間源泉徴収額	所得税徴収額	住民税徴収額
	6,326	1,284	968	316
今回のお取引を含む状況	年間損益額	年間源泉徴収額	所得税徴収額	住民税徴収額
	-315,206	0	0	0

(単位：円)

**年間損益額**

取引後の譲渡損益を記載しております。

**徴収** 譲渡取引の都度、年初からの譲渡損益を計算して、譲渡利益額が増加した場合、源泉徴収を行います。

**還付** 譲渡取引の都度、年初からの譲渡損益を計算して、譲渡利益額が減少した場合(課税対象額がマイナスの場合)、徴収した税額を限度にお客さまの預金口座に還付します。

# 特定口座



1月中旬(特定口座を廃止した場合、廃止申込をした翌月)

## 「特定口座年間取引報告書」の見方



### Check point

特定口座年間取引報告書は、特定口座をご利用いただいているお客さまへ、1年間の譲渡および配当等の額、源泉徴収税額についてご報告する書類です。確定申告をする際に必要となります。



**①譲渡の対価の額(収入金額)**

1月から12月までの年間の譲渡取引(換金)により得た収入の金額の累計を記載しております。  
〔譲渡取引により得た収入〕  
=換金口数×換金時の解約価額

**②取得費及び譲渡に要した費用の額等**

1月から12月までに譲渡した投資信託の購入等に際して支払った金額の合計です。  
\*購入時手数料・消費税、また、分配金の再投資額も含まれます。  
\*元本払戻金(特別分配金)を受取った場合等は変動します。

**③差引金額(譲渡所得等の金額)**

1月から12月までの年間の譲渡損益の額を記載しております。  
①譲渡の対価の額-②取得費及び譲渡に要した費用の額等

〇〇年分 特定口座年間取引報告書

特定口座開設者	住所(居所)	フリガナ	ホクト	タロウ	勘定の種類
	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇	氏名	北都	太郎	口座開設年月日
前回提出時の住所又は居所		生年月日	〇〇年〇月〇日	源泉徴収の選択	有

譲渡区分	譲渡の対価の額(収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額(譲渡所得等の金額)(①-②)
	上場分	2,000,000	2,100,000
特定信用分			
合計	2,000,000	2,100,000	-100,000

投資信託の譲渡に係る明細となります。

種類	配当等の額	源泉徴収税額(所得税)	配当割額(住民税)	特別分配金の額	外国所得税の額
	④株式、出資又は基金				
特定上場株式等	0	0	0		
⑤特定株式投資信託					
⑥投資信託又は特定受益証券発行信託(⑤及び⑥以外)					
⑦オープン型証券投資信託	120,000	18,372	6,000		
⑧外国株式又は外国投資信託等	0	0	0		
⑨合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	120,000	18,372	6,000	120,000	0

投資信託の分配金など配当所得に係る明細となります。

**⑩還付税額**

「源泉徴収あり(配当受入あり)」を選択いただいたお客さまは、譲渡損失と普通分配金が自動的に損益通算され、還付税額が表示されます。還付金は、翌年1月に指定預金口座に入金されます。

還付税額	3,063	1,000
還付税額(⑩+⑪-⑫)	15,309	5,000

所在地	000-0000
	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
名称	株式会社 北都銀行
	〇〇支店

(電話) 法人番号

**特定口座のポイント**

- 特定口座(源泉徴収あり)を選択された場合には、原則、確定申告の必要はありません。ただし、他の金融機関の特定口座との損益通算や損失の繰越控除の適用を受ける場合など、必要に応じて確定申告を行うこともできます。

## 特定口座



1月中旬(特定口座を廃止した場合、廃止申込をした翌月)

郵送

## 「特定口座年間取引報告書 配当等の交付状況」の見方



### Check point

1月から12月までに特定口座に受入れた分配金額(元本払戻金を含む)などが分かります。  
特定口座年間取引報告書に添付されます。



### 配当等の額

分配金額を記載しております。  
普通分配金 0円  
元本払戻金 15,139円

### 配当等の交付状況

交付年月日 支払確定日	種類 株式等の銘柄	数量または額面金額 配当等の額	源泉徴収税額(所得税) 配当割額(住民税)	外国所得税 備考
〇〇年 〇月 〇日 〇〇年 〇月 〇日	オープン型証券投資信託 ●●ファンド	1,427,120 口 2,854 円	0円 0円	(元本払戻金)
〇〇年 〇月 〇日 〇〇年 〇月 〇日	オープン型証券投資信託 〇〇ファンド	3,027,761 口 15,139 円	0円 0円	(元本払戻金)

## 「特定口座年間取引報告書 配当等の交付状況」の活用方法

確定申告にて総合課税を選択し、配当控除を受ける際に使用します。配当控除適用の可否、控除率は商品により異なります。

## ご参考 情報



## 投資信託の手数料等と税金について

### 手数料等

#### お客さま

#### お客さまからご負担いただく手数料等

#### 購入時

##### 購入時手数料

当行で投資信託を購入する際に支払う手数料です。  
購入金額に対し、**最大3.85%(税込)**かかり、投資信託の銘柄毎に手数料率は異なります。

#### 運用期間中

##### 運用管理費用(信託報酬)

投資信託の運用・管理の対価として投資信託財産から支払われる費用のことです。  
販売会社、委託会社(運用会社)、受託会社にそれぞれ支払われます。純資産総額に対し、**最大年率2.2%(税込)**かかり、投資信託の銘柄毎に手数料率は異なります。

##### 信託報酬

販売会社

運用会社

受託会社

#### 換金時

##### 信託財産留保額

信託期間中に投資信託を換金した場合に控除される費用のことです。  
換金時の基準価額に対し、**最大0.5%**かかります。

#### その他の費用

・上記手数料の他に監査報酬、投資信託が投資する有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。  
これらの費用については、定時に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、当該費用および合計額(上限額を含む)を表示することはできません。

上記手数料等の合計額(上限額を含む)については、お申込金額等に応じて異なりますので、表示することができません。  
詳しくは、各投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」にてご確認ください。

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人のお客さまの源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上のお客さまで、非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。  
また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満のお客さまを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、当行にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2019年10月1日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

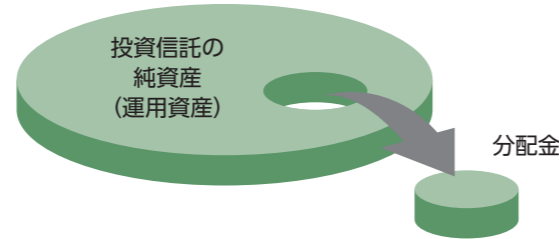


## 1. 純資産と分配金の関係

### 分配金は預金の利息とは異なります。

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

### ■ 投資信託で分配金が支払われるイメージ



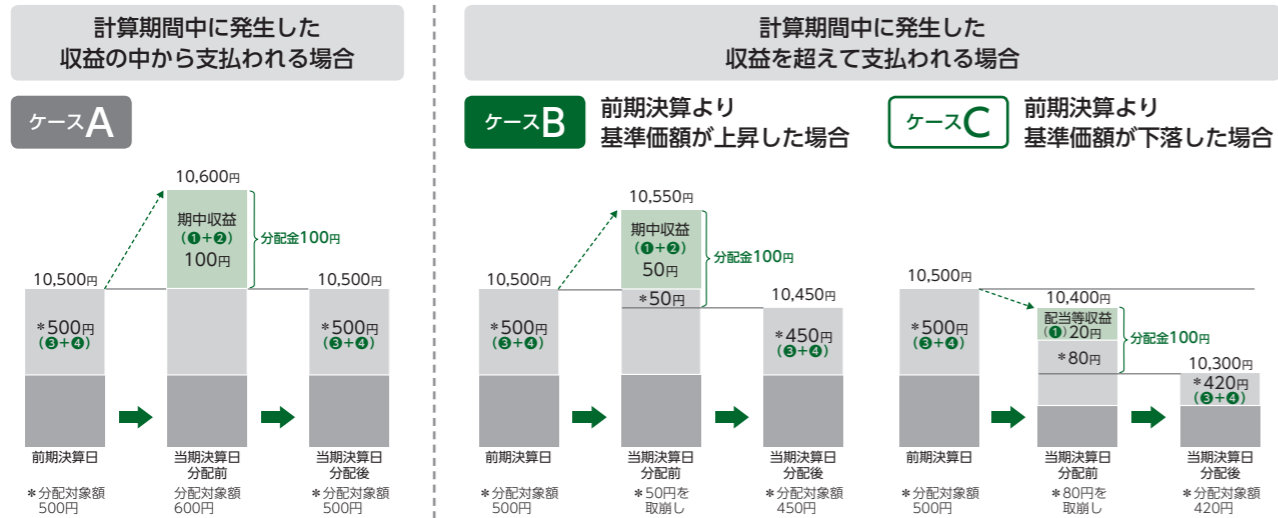
基準価額＝純資産÷総口数です。  
分配金は運用資産を減らすものであり、その分、基準価額は下がります。

## 2. 分配金と基準価額の関係

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における投資信託の収益率を示すものではありません。

### ◆ 分配金と基準価額のイメージ



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金

上記のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

- ケースA** 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
- ケースB** 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
- ケースC** 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

※A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。  
※上記はイメージであり、実際の分配金や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

## 3. 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)の違い

投資信託の分配金には、課税の対象となる「普通分配金」と課税の対象にならない「元本払戻金」があります。

「普通分配金」と「元本払戻金」の算出は、決算日(分配後)の基準価額とお客さま毎に計算される「個別元本」が基準となります。

### 普通分配金

普通分配金とは「個別元本」を上回る分配金です。この部分については、利益として課税扱いになります。

### 元本払戻金

「元本払戻金」とは「個別元本」を下回る部分からの分配金です。この部分については、「投資元本の一部払戻し」とみなされ課税されません。

### 個別元本について

「個別元本」とは、お客さまがその投資信託を購入した時の基準価額がベースとなります。そのため、購入日が異なれば、個別元本も1人ひとり異なります。(購入時手数料等は含まれません。)

「個別元本」は、お客さまが同じ投資信託を追加購入(分配金の再投資を含みます。)をした場合や、「元本払戻金」を受取られた場合、以下のとおり「個別元本」が修正されます。

#### 「個別元本」の修正ポイント

①「個別元本」は、投資信託を追加購入(分配金の再投資を含みます。)をした場合、その都度再計算されます。

- 修正後の個別元本の計算式

$$(\text{追加購入前個別元本} \times \text{追加購入前の保有口数}) + (\text{追加購入の基準価額} \times \text{追加購入口数})$$

②決算時に「元本払戻金」を受取られた場合、「個別元本」は、「元本払戻金」の額だけ引き下がります。

- 修正後の個別元本の計算式

$$\text{修正前個別元本} - \text{元本払戻金}$$

※取得単価について

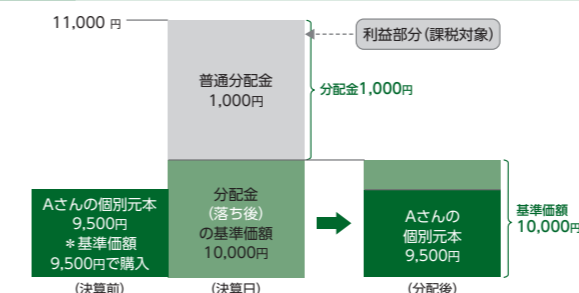
取得単価は、「個別元本」に購入時手数料・消費税を加えた単価となります。そのため、「個別元本」の修正に伴い、「取得単価」も同様に修正されます。

### ◆ 普通分配金と元本払戻金の算出

- 分配後の基準価額が決算前の個別元本と同額もしくは上回っている場合[分配後基準価額 ≥ 個別元本(決算前)]
  - ▶ 分配金全てが「普通分配金」となります。
- 分配後の基準価額が決算前の個別元本を下回っている場合[分配後基準価額 < 個別元本(決算前)]
  - ▶ 分配金のうち、個別元本を下回っている分が「元本払戻金」、残りの分が「普通分配金」となります。

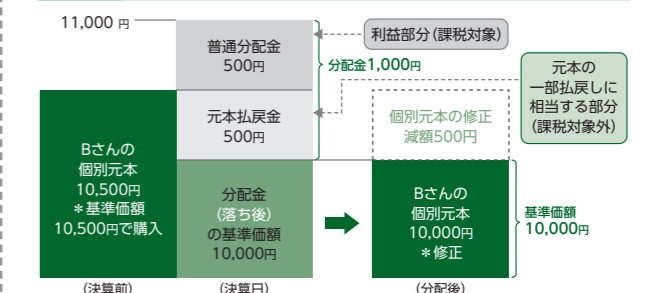
### ◆ 普通分配金と元本払戻金のイメージ

**Aさん** 9,500円の基準価額で購入した場合(分配金1,000円の場合)



分配後の基準価額がAさんの決算前の個別元本を上回っているため、分配金1,000円はすべて課税対象の普通分配金になります。Aさんの個別元本は、修正されません。

**Bさん** 10,500円の基準価額で購入した場合(分配金1,000円の場合)



分配後の基準価額がBさんの決算前の個別元本を下回っているため、下回っている500円分が元本払戻金、残りの500円分が普通分配金になります。Bさんの個別元本は、決算前の個別元本10,500円から元本払戻金500円を差し引いた10,000円に修正されます。

※上記はイメージであり、実際の分配金や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。